

座間9人殺害 死刑判決

白石被告に地裁立川支部

神奈川県座間市のアパートで二〇一七年、男女九人の切断遺体が見つかった事件の裁判員裁判で、東京地裁立川支部（矢野直邦裁判長）は十五日、強盗強制性交殺人などの罪に問われた無職白石隆浩被告（三〇）に求刑通り死刑判決を言い渡した。

自殺願望を抱え、ツイッターに「死にたい」と書き込むなどした若者が狙われ、約二カ月間に相次いで犠牲になった事件。被害者が殺害を承諾していたかどうかが最大の争点だった。被告は、公判で起訴内容を認め「全員に承諾はなかった」と供述。死刑でも控訴しない意向を示した。



白石隆浩被告=ツイッターから

起訴状によると、座間市の自宅アパートで一七年八月下旬～十月下旬、女性八人に性的暴行した上、男性一人を加えた九人をロープで首を絞めて殺害し、現金数百～数万円を奪ったとしている。